

令和5年度 第2回東淀川区教育行政連絡会（小学校）議事要旨

1 日 時 令和5年11月21日（火）10：00～11：00

2 場 所 東淀川区役所 4階 401会議室

3 出席者

- (1) 小学校：東淡路小学校長、西淡路小学校長、菅原小学校長、新庄小学校長、大隅東小学校長、大隅西小学校長、豊里小学校長、啓発小学校長、小松小学校長、豊新小学校長、東井高野小学校長、大道南小学校長
- (2) 区役所：東淀川区長兼区担当教育次長、副区長兼区教育担当部長、子育て企画担当課長兼区教育担当課長、窓口サービス課長、教育担当課長代理兼教育政策課区教育担当課長代理、保健福祉課担当係長兼教育政策課担当係長

4 議 題

(1) 就学関係について

- ・学校選択制全体スケジュール（令和6年度入学者）（抜粋）について
区役所の配付資料をもとに説明を行った。

主な意見交換の内容は次のとおり

（小松小学校長）

学校案内の内容について、保育園・幼稚園への周知は行っているか。幼稚園・保育園に子どもを通わせている保護者等は、まず幼稚園・保育園へ相談することが多い。周知方法については検討の必要があるかとは思いますが、可能であれば幼稚園・保育園へも学校案内の内容周知を行っていただきたい。

（区役所：窓口サービス課長）

現在は幼稚園・保育園への周知は行っていない。今後、検討させていただく。

(2) 校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）について

- ・令和6年度の取り組みについて

区役所の配付資料をもとに説明を行った。

- ・民間事業者を活用した課外学習事業（こぶしのみのり塾）について

区役所の配付資料をもとに説明を行った。

(学校からの意見)

特になし

(3) 令和7年度以降の校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）について

- ・令和7年度以降の取り組みについて

区役所の配付資料をもとに情報提供を行った。

主な意見交換の内容は次のとおり

(豊新小学校長)

鑑賞教育について、コロナ禍もあり、児童に生の音楽や演劇を鑑賞させる機会が少なかったため、児童に大変好評であった。生の演奏や演劇に触れる機会は大事にしたいが、児童費を上げることは難しい状況であるので、区役所で補助していただきたい。

(大隅東小学校長)

鑑賞教育について、本物の音楽・演劇を間近に見せる機会を設定できたことは大変良かった。以前は児童費で実施をしていた経過もあるが、児童数も少なくなっているため、一人当たりの負担割合が大きくなる。鑑賞教育事業が無くなると、学校単位では手配できなくなることが予想されるため、区役所で実施していただきたい。

また、アンケート結果（資料4）の結果について、その他の意見に記載のある、「年々増える不登校児童・生徒への対応として、子どもたちの学校外での居場所づくりが必要」という意見に同意する。一度学校へ行きにくくなった児童にとっては、学校という環境に対し、ハードルがとて高くなる。地域の集会所等の生活圏内で、1週間に1回数時間だけでも、子どもたちが過ごせる場所があればよい。現状を理解いただき、前向きに、可能な範囲で検討いただきたい。

(区役所：子育て企画担当課長兼区教育担当課長)

ご意見、ありがとうございます。居場所づくりの件については、委託事業としては予算上難しい。対象児童に合った居場所がすぐに見つかるケースは少ないかもしれないが、区役所のホームページで区内のこどもの居場所一覧を掲載している。子どもサポートネ

ット事業とも連携していきながら、対象の児童にとって適切な居場所が見つかるよう、区役所としても努力をしていきたい。こども青少年局が募集を行う、地域にこどもの居場所を開設する団体等に対し、開設に要する経費に対して補助を行う事業など、必要に応じて情報提供を行いながら、この問題については引き続き取り組んで参りたい。

(小松小学校長)

不登校対応について、委託事業とすることは予算的に非常に厳しいことは理解している。大阪市の学力向上支援サポーターの継続についても、予算が厳しい状況であるという中で、学校の実情に応じた予算の配当というのは改めて考えていかなければならない時期である。学校現場としては、一人でも人材が必要であり、人材に対する支援が必要である。一つの案として、東淀川区内の大学・専門学校との連携の中で、サポートしてくれるボランティアへの支援や広報活動を検討いただけないか。

(大隅西小学校長)

本校は大経大の学生がボランティアという形で毎日のように来ていただける。大学側は、不登校の子どもに対する思いがある中で、ある種の社会貢献として無償で活動していただいている。東淀川区には大きな大学が2つもあるので、そこに少しでも予算をかけることができれば、よりよい効果が生まれるのではないか。

学校選択制の件だが、学校選択制のアンケート結果を見ると、非常に効果が高い結果となっている。ただ、アンケートの対象が選択制で他地域の小学校へ入学した家庭となっている。東淀川区の全家庭・全児童を対象とした場合の費用対効果を考えると疑問である。

本校の事例でいうと、令和5年度入学者用の学校案内において、本校が適正配置対象校であるという旨の記載があり、いずれ統合し学校が無くなるかのような印象の文面であった。令和6年度入学者用からは適正配置対象校ではあるが、ただちに具体化するものではないという書き方に修正されたが、その途端に、外部からの応募も増加した。

学校選択制についての効果については、測りづらいところがあるかと思うが、本校としては、決して学校の教育方針等で選んでいるわけではないという判断をしている。

(区役所：保健福祉課担当係長兼教育政策課担当係長)

ご意見ありがとうございます。学校選択制のご意見に関しては、後ほど担当へ引き継がせていただく。

(西淡路小学校長)

鑑賞教育事業について、鑑賞教育事業を区教育担当次長枠の予算で実施していただいているのは、非常にありがたい。今後、必要であれば鑑賞教育事業の事業者への周知をしていければと思うため、具体的な事業者の募集方法について伺いたい。

(区役所：保健福祉課担当係長兼教育政策課担当係長)

募集に関しては、毎年公募型プロポーザル方式を採用しており、仕様書を定め、仕様書に基づいた提案を事業者に提案してもらっている。その事業の専門性に長けた方、教育の分野に長けた方、家庭・保護者目線で審査いただける方等、3名の方に審査をいただき、事業者を選定している。

皆様からいただいたご意見を受け止め、令和7年度以降の教育支援事業について、改めてお示ししていく。